

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 11 月 9 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600416号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600178号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年7月10日の標準賞与額に係る記録を39万8,000円とすることが必要である。

平成18年7月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月10日

日本年金機構の記録では、育児休業期間中だった請求期間に支給された賞与に係る記録がない。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の入金記録並びにA社を合併したB社から提出された請求者に係る賞与台帳により、請求者は平成18年7月10日にA社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成18年\*月\*日から同年\*月\*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書及びB社から提出された賞与台帳における賞与額から、39万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600324号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600046号

## 第1 結論

昭和61年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで

私がA市にある大学に入学する前年の昭和61年4月頃にB市の実家にいた私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も金融機関の窓口で毎月納付していたと母から聞いている。

また、私が平成21年頃に社会保険庁(現在は、日本年金機構)に国民年金の記録がない旨問い合わせた結果届いた「年金記録の確認のお知らせ」において、請求期間の一部に国民年金保険料を納付していた記録があることが分かったので、調査の上、請求期間について保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和61年4月頃に請求者の母が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も金融機関の窓口で母が毎月納付していたと主張しているが、請求者の母は既に亡くなっているため、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身も国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者は、請求者の母から年金手帳をもらった記憶はないとしている上、平成3年4月1日の厚生年金保険加入時の厚生年金保険被保険者記号番号が平成9年1月1日に基礎年金番号として付番されており、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと認められ、請求期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、請求者が年金記録訂正の根拠として提出した、「年金記録の確認のお知らせ」は、氏名及び生年月日が同一の者全員に対して送付されたもので、その内容を確認したところ、厚生年金保険に係る記録であることから、請求者の主張する国民年金に係る内容には該当しない。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600325号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600044号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正7年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和40年3月まで

前回の訂正請求において、「昭和36年に、私、父及び母(以下「訂正請求記録の対象者」という。)の3人が同時に国民年金に加入して以来、父が家族3人に係る国民年金保険料をまとめて納付してきたので、請求期間について、訂正請求記録の対象者だけが未納となっていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。」と請求したが、訂正は認められなかった。

しかしながら、前回の主張は私の勘違いであり、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料は、父が特例納付制度により、父自身の保険料と合わせて、遡って納付したと思う。請求期間について、父は保険料納付済みなのに、訂正請求記録の対象者が未納となっていることに納得できないので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求については、i) 請求者に係る国民年金手帳記号番号は昭和36年11月29日に払い出されているが、請求者の父及び訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳記号番号は昭和43年8月21日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿によりそれぞれ確認できることから、請求者の父及び訂正請求記録の対象者は、同日まで国民年金に加入しておらず、請求者の父が、請求期間当時に訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料を、請求者と請求者の父の分と合わせて納付することは不可能であること、ii) 請

求者の父は既に亡くなっており照会を行うことができない上、請求者は訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与していなかったとしていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る保険料納付状況は不明であること、iii) 訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に平成27年10月29日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、今回、請求者は、「前回の訂正請求における主張は私の勘違いであり、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料は、父が特例納付制度により、父自身の保険料と合わせて、遡って納付したと思う。」と主張して、再度、訂正請求を行っているものである。

このことについて、請求者の父は既に亡くなっている上、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、特例納付に関する具体的な記憶はない旨陳述していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る保険料納付状況は不明であり、特例納付制度により保険料を納付したという主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

また、請求者は、新たな資料として、住所が「A市 以下不詳」と記載された訂正請求記録の対象者のオンライン記録を提出し、国民年金の記録管理に不備があった旨主張しているが、日本年金機構B事務センターは、当該オンライン記録により、保険料納付の記録管理に不備があったとは言えない旨陳述している上、当該オンライン記録は請求期間に係る保険料の納付状況を明らかにするものではないことから、当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600358号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600045号

## 第1 結論

昭和54年\*月から平成元年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年\*月から平成元年6月まで

私は、昭和53年に勤務先を退社後、2、3年経った昭和55年又は56年頃に、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、市役所から郵送されてきた納付書により、昭和54年\*月から昭和63年3月までの期間は、毎月、概ね同出張所の窓口で納付したが、C銀行(現在は、D銀行)E支店の窓口で納付したこともあったかもしれない。昭和63年4月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料は、F県G市の勤務先周辺の銀行4行のうちのいずれかの窓口で毎月、納付したので、問い合わせしてほしい。国民年金保険料を納付した際に受け取った領収書は現在持っていないが、請求期間が未納となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和55年又は56年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、A市役所B出張所及び金融機関の窓口で毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年8月頃に払い出されたと推認され、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われたものと考えられる上、請求者の年金手帳には、国民年金の記録(1)の被保険者となった日の欄に、「昭和54年\*月\*日」のほかに「2.8.7受付」「A市」と記載されているところ、請求者のオンライン記録によると、当該資格取得年月日である昭和54年\*月\*日の入力処理が平成2年8月14日に行われ、20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、当該払出時点で、請求期間のうち、昭和54年\*月から昭和63年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

また、請求期間のうち、昭和63年7月から平成元年6月までの期間は、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年8月時点で、過年度納付が可能となるところ、請求者は、

F県G市の勤務先周辺の銀行4行のうちのいずれかの窓口で毎月、納付したとする以外に、納付額及び金融機関名に関する具体的な記憶が明確ではないことから、国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、A市は、請求者が同市役所B出張所等の窓口で毎月、納付したとする期間（昭和54年\*月から昭和63年3月まで）のうち、大半の期間（昭和54年\*月から昭和61年3月まで）の国民年金保険料は、3か月毎の納付であった旨回答していることから、請求者の主張は、当時の同市における国民年金保険料の収納に関する取扱いとは一致しない。

なお、請求者が、国民年金保険料を納付したとするC銀行（現在は、D銀行）E支店、H銀行（現在は、D銀行）I支店、J銀行K支店（現在は、L銀行M支店）、N銀行（現在は、O銀行）P支店及びQ銀行R支店（現在は、S銀行T支店）は、いずれも書類等の保存期間経過により回答可能な記録がない旨回答している。

このほか、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。